

# 水俣市版 新型コロナウイルス感染症に係る農林漁業者への主な支援策一覧

(更新日: **令和2年8月12日**)

番号	種類	対象				制度の名称	支援主体	制度内容	条件・概要	窓口・問合せ先	☎ 連絡先等	ホームページURL	備考
		農業者	漁業者	林業者	法人								
1	給付	○	○	○	○	持続化給付金	国 法人：最大200万円 個人事業者：最大100万円	2020年1月以降の売上（任意の1か月）が前年同月比で50%以上減少した事業者 ※前年総売上-前年同月比▲50%月の売上×12	持続化給付金コールセンター	0120-115-570	<a href="https://www.iizokuka-kyufu.jp/">https://www.iizokuka-kyufu.jp/</a>		
2	給付	○	○	○	○	熊本県事業継続支援金	県 法人：最大20万円 個人事業者：最大10万円	2020年1月以降の売上（任意の1か月）が前年同月比で30%以上50%未満減少した事業者 ※前年総売上-対象月の売上×12	熊本県 休業要請協力金・事業継続支援金 相談窓口	096-333-2828	<a href="https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_32811.html">https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_32811.html</a>	No.1と併用不可	
3	給付	○	○	○	○	水俣市新型コロナウイルス感染症対策農林漁業事業者支援金	市 一律10万円	2020年1月以降の売上（任意の1か月）が前年同月比で30%以上減少した農林漁業者※ただし、第1次産業の収入を主とする者	市農林水産課	0966-61-1634 0966-61-1631	<a href="https://www.city.minamata.lg.jp/kiji0031880/index.html">https://www.city.minamata.lg.jp/kiji0031880/index.html</a>	No.1.2と併用可 ~9/30まで	
4	給付	○ 野菜 果樹 花き 茶				高収益作物次期作支援交付金	国 ①5万円/10a（中山間地域等は5.5万円/10a） 80万円/10a（施設花き等） 25万円/10a（施設果樹） ②2万円/10a×取組数（中山間地域等は2.2万円/10a） ③2,200円/1人・1日	1. 次期作に前向きに取り組む生産者への支援 ①次期作に前向きに取り組む野菜・花き・果樹・茶等、高収益作物の生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援 ②新たな品種や新技術の導入等の取組を支援 2. 厳選出荷に取り組む生産者への支援 ③花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組を支援（③の対象品目：花き、茶、施設栽培の大葉、わさび、マンゴー、おうとう及びぶどう）	（問合せ先） 市農林水産課	0966-61-1634	<a href="https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/jikisaku.html">https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/jikisaku.html</a>		
5	給付	○	○	○	○	<b>家賃支援給付金</b> <b>（農地の借上料、市場使用料、林地等事業用地、漁港区域内の用地占用料も対象です）</b>	国 上限法人：600万円 個人：300万円 ※申請直前に支払った土地や建物の支払賃料（月額）の合計に基づき算出される給付額の6か月分。ただし、年払の場合は12で割った額で支払実績が必要。	新型コロナウイルス感染症の影響により、 ①2020年5～12月の売上高が ・いずれかの月の売上高が前年同月比50%以上減少 ・連続する3か月について前年の同じ期間に比べて30%以上減少 ②資本金10億円以上の大企業を除く	家賃支援給付金コールセンター	0120-653-930	<a href="https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/yachinshien.html">https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/yachinshien.html</a>	7/14～ R3.1/15	
6	給付	○	○	○	○	雇用調整助成金	国 上限8,330円×人数×日 助成対象期間4/1～9/30	労働者をやむを得ず休業させた際に、労働者の雇用維持を図った事業主に対し、休業手当等の額の4/5を助成	熊本労働局職業対策課 分室	096-312-0086	<a href="https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/jikisaku.html">https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/jikisaku.html</a>		
7	給付	○	○	○	○	小学校休業等対応助成金	国 対象労働者の日額換算賃金（上限15,000円）×有給休暇日数×人数	令和2年2月27日から9月30日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休校となった小学校等に通う子どものお世話をする保護者である労働者に対し、有給休暇を取得させた経営体	学校等休業助成金・支援金受付センター	0120-62-3999	<a href="https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/jikisaku.html">https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/jikisaku.html</a>	申請 ~12/28	

水俣市版 新型コロナウイルス感染症に係る農林漁業者への主な支援策一覧

(更新日: 令和2年8月12日)

		対象				支							
8	補助金	○	○	○	○	経営継続補助金	国	<p>農林漁業を営む個人又は法人（常時従業員数が20人以下）</p> <p>①補助率：3/4、補助上限額100万円</p> <p>②補助率：定額、補助上限額50万円</p> <p>※共同申請（2戸以上）の場合は、①②合わせて補助上限1,500万円</p>	<p>※いずれの場合も、支援機関（熊本県：くまもと農業経営相談所）の計画策定等の支援を受けることが必要です。</p> <p>①次のアからウのいずれかを含む経営の継続に関する取組に要する経費。（ただし、経費の1/6以上を[接触機会を減らす生産・販売への転換]又は[感染時の業務継続体制の構築]に充てること）</p> <p>ア 国内外の販路の回復・開拓</p> <p>イ 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換</p> <p>ウ 円滑な合意形成の促進等</p> <p>②事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に即した感染防止対策に要する経費</p>	<p>●事業について 九州農政局担い手育成課</p> <p>●支援機関について くまもと農業経営相談所又はあしきた農業協同組合</p>	<p>(九州農政局) 096-300-6319</p> <p>(くまもと農業経営相談所) 096-384-3333 (JAあしきた) 0966-82-4874</p>	<p><a href="https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html">https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html</a></p>	2次受付開始9月中旬 目途
9	融資	○	○	○	○	新型コロナウイルス対策緊急支援資金	県	<p>融資限度額：1,000万円</p> <p>※県・市・金融機関から5年間 間利子補給</p>	<p>農林漁業収入が前期より10%以上減少（見込み）した農林漁業者 ▶ 償還期限10年以内（据置期間3年以内）、保証料負担なし</p>	<p>金融機関（熊本銀行、熊本第一信金、熊本中央信金、熊本県信用組合、農業協同組合、農林中央金庫） 又は水俣市農林水産課</p>	<p>(市) 0966-61-1634</p>	<p><a href="https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_31770.html">https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_31770.html</a></p>	
10	融資	○	○	○	○	農林漁業セーフティネット資金	国	<p>融資限度額：1,200万円</p> <p>※国が実質5年間無利子化</p>	<p>主業農業者・認定農業者等1年間の経営費又は粗収益に相当する額 ▶ 償還期限10年以内（据置期間3年以内）、実質無担保、無保証人</p>	<p>日本政策金融公庫熊本支店又はあしきた農業協同組合</p>	<p>(公庫) 096-353-3104 (JA) 0966-63-2148</p>	<p><a href="https://www.jfc.go.jp/">https://www.jfc.go.jp/</a></p>	

融資制度については、新型コロナウイルス感染症に関する主な支援内容を掲載しています。その他、既存の融資制度等もありますので、詳細については、金融機関等へご相談ください。